

文教委員会資料①

1 平成29年第4回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第131号 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第154号 平成29年度川崎市一般会計補正予算
- (3) 報告第 20号 地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

資料 川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例等の一部を改正する条例

(うち、「川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例」、「川崎市小児医療費助成条例」新旧
対照表)

こども未来局

(平成29年11月22日)

川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例 平成3年12月25日条例第30号	○川崎市ひとり親家庭等医療費助成条例 平成3年12月25日条例第30号
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者その他市長が特別の理由があると認める者をいう。	第2条 この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者、20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者その他市長が特別の理由があると認める者をいう。
2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1) 父又は母が死亡した児童 (2) 父母が婚姻を解消した児童 (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの	2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（規則で定める状態にある児童を除く。）の父又は母がその児童を監護する家庭をいう。 (1) 父又は母が死亡した児童 (2) 父母が婚姻を解消した児童 (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童 (4) 父又は母の生死が明らかでない児童 (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの
3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、その児童を監護し、かつ、主としてその生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び <u>同法第6条の4</u> に規定する里親以外のものをいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童	3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、その児童を監護し、かつ、主としてその生計を維持する者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び <u>同法第6条の4第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。 (1) 父母が死亡した児童 (2) 父又は母が監護しない前項各号に掲げる児童
4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。	4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含むものとする。

改正後	改正前
(所得の制限)	(所得の制限)
第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。	第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。
(1) ひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>同一生計配偶者及び扶養親族</u> （以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。	(1) ひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する <u>控除対象配偶者及び扶養親族</u> （以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。	(2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で、そのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。	2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。
3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。	3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。
<u>附 則</u>	
<u>(施行期日)</u>	
1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。	
<u>(経過措置)</u>	
2 改正後の条例第4条第1項第1号の規定は、平成32年1月1日以後に受けた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。	

川崎市小児医療費助成条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号 (所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者が当該各号に規定する所得のあった年の12月31において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としない。</p> <p>(1) 幼児及び児童については、9月1日（以下「基準日」という。）から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。</p> <p>(2) 小児（乳幼児等を除く。）については、医療（入院に係るものに限る。）を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u></p>	<p>○川崎市小児医療費助成条例 平成7年6月29日条例第24号 (所得の制限)</p> <p>第4条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに規定する者の保護者の当該各号に規定する所得が、その保護者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者及び扶養親族</u>（以下「扶養親族等」という。）並びに保護者の扶養親族等でない満18歳に満たない者で保護者が当該各号に規定する所得のあった年の12月31において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、対象者としない。</p> <p>(1) 幼児及び児童については、9月1日（以下「基準日」という。）から翌年の8月31日までの間に受けた医療に係る医療費について、基準日の属する年の前年の所得とする。</p> <p>(2) 小児（乳幼児等を除く。）については、医療（入院に係るものに限る。）を受けた日が、その年の1月1日から6月30日までの間にある場合はその前々年の所得とし、その年の7月1日から12月31日までの間にある場合はその前年の所得とする。</p> <p>2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。</p>

改正後	改正前
<p>2 改正後の条例第4条第1項の規定は、平成31年9月1日以後に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日以後に受けた小児（乳幼児等を除く。以下同じ。）の医療（入院に係るものに限る。）に係る医療費の助成について適用し、同年9月1日前に受けた幼児及び児童の医療並びに同年7月1日前に受けた小児の医療（入院に係るものに限る。）に係る医療費の助成については、なお従前の例による。</p>	